



東京都「総量削減義務と排出量取引制度」 温室効果ガス排出量検証のご案内

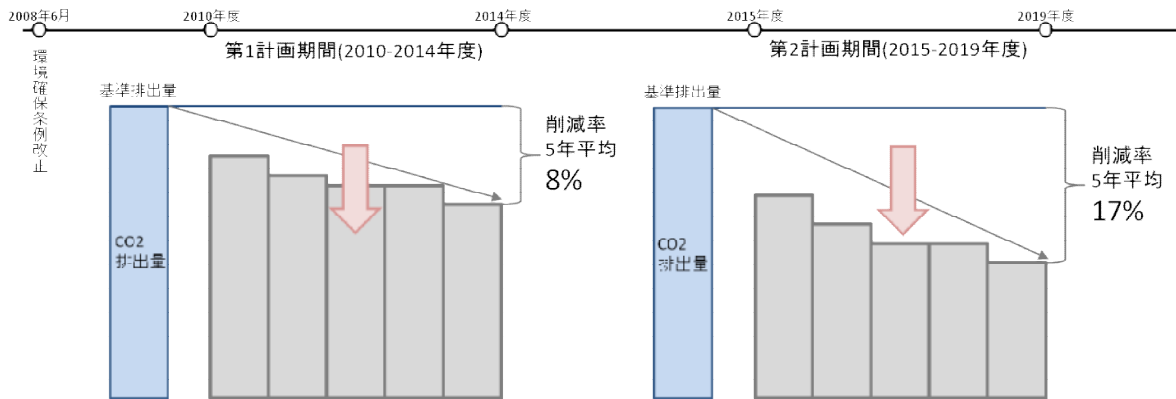
東京都では、2008年6月に環境確保条例を改正し、「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」(以下、「東京都制度」という。)を導入し、2010年4月から都内大規模事業所※を対象にCO₂の削減が義務付けられました。

対象事業所は、2015年4月1日から2020年3月31日までの第2計画期間について、2019年度末までに基準排出量比でオフィスビル等は17%、工場等は15%の温室効果ガス排出総量の削減義務を履行する必要があります。

JQAは、第一計画期間(2010年度から2014年度)において毎年度約300事業者所の特定温室効果ガスの検証を実施しました。豊富な検証実績と質の高い検証でお客様の手間の軽減に努め、効率的な検証サービスを提供します。

※ 対象となる事業所:3年連続して、燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計1,500kl以上の事業所(中小企業等が二分の一以上所有するものを除く)。

オフィスビル等の例



JQAが選ばれる理由



豊富な検証実績

— 特定温室効果ガス排出量の検証において毎年度約300事業者所を対象にサービスを提供しています。



質の高い検証サービスの提供

— 制度管理者である東京都からJQAへの指摘件数はわずか。これは、検証実施件数に対して極めて低く、質の高いサービスを提供しています。



充実したフォローアップ体制

- 営業担当者も東京都制度の検証主任者の資格を有しており、制度の説明から検証内容の相談まで、お気軽にお問合わせいただけます。
- 幅広いネットワークにより、排出量取引について情報収集される際、カーボン・オフセットプロバイダーをご紹介することが可能です。
- GHG検証以外にも多くのサービスを提供するJQA。お客様の環境活動を総合力でサポートします。
- 無料セミナーを実施する等、有用な環境情報を発信します。

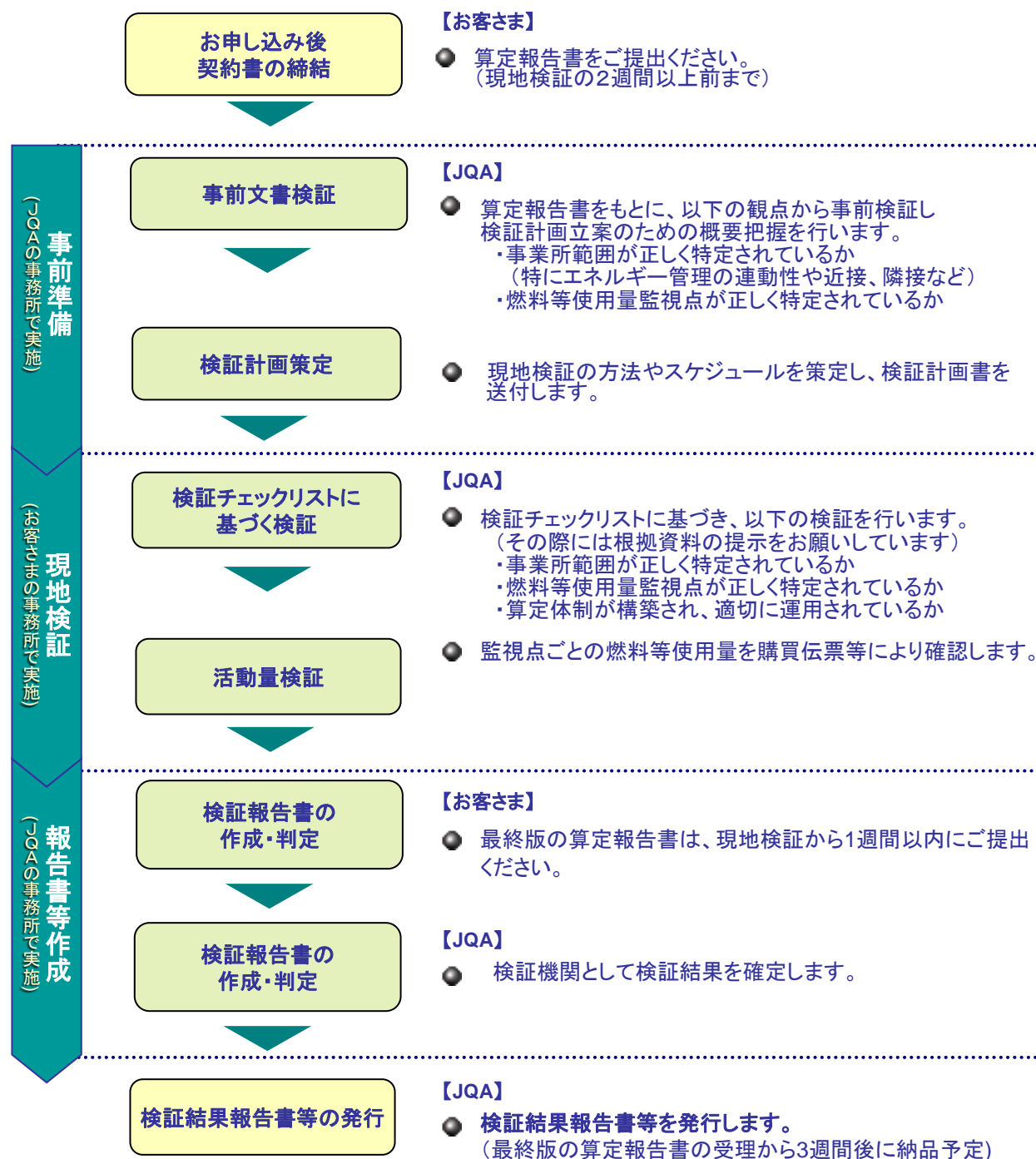


トップランナーとしての対応力

- JQAは、2004年にクリーン開発メカニズム(CDM)で、世界初の指定運営機(DOE)に指定されました。その後の10年間で、JVETS(現ASSET)やJ-VER制度(現J-クレジット制度)をはじめとし国内外のさまざまな温室効果ガス排出量の検証制度が発足しましたが、JQAは第一人者として検証分野をリードしてまいりました。
- JQAは、GHG排出量の検証機関に対する要求事項を規定する国際規格である「ISO 14065」の認定を国内で初めて取得しました。



特定温室効果ガス排出量検証のフロー



※本検証は、東京都制度における特定温室効果ガス排出量算定・検証ガイドラインに基づいて行います。
 ※他の区分は検証フローが異なりますので、別途ご相談ください。

本件に関するお問合せ先

一般財団法人 日本品質保証機構
 地球環境事業部 (担当: 倉内・塩見)
 〒101-8555 東京都千代田神田須田町1-25
 Tel: 03-4560-5600 Fax: 03-4560-5601
 URL: <http://www.jqa.jp>
 E-mail: chikyu-kankyo@jqa.jp